

建設委員会記録

開催日時 令和元年12月12日(木) 13:07~14:43

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

田尻 匠 委員長
中村 昭 副委員長
小林 誠 委員
太田 敦 委員
奥山 博康 委員
岩田 国夫 委員
国中 憲治 委員
秋本登志嗣 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山田 県土マネジメント部長
増田 まちづくり推進局長
青山 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

- 議第78号 令和元年度奈良県一般会計補正予算(第3号)
(建設委員会所管分)
- 議第80号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議第83号 奈良県手数料条例の一部を改正する条例
- 議第84号 奈良県営住宅条例の一部を改正する条例
- 議第86号 奈良県流域下水道事業の設置等に関する条例
- 議第89号 流域下水道事業にかかる請負契約の変更について
- 議第90号 都市計画道路整備事業にかかる委託契約の締結について
- 議第92号 損害賠償額の決定について
- 議第93号 損害賠償額の決定について

議第94号 紀寺県営住宅ほか17団地及びそれらの共同施設並びに西小泉
県営住宅ほか3団地の駐車場の指定管理者の指定について

報第31号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告につ
いて

損害賠償額の決定について

報第32号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告につ
いて

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(建設委員会所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○田尻委員長 ただいまから建設委員会を開会します。

秋本委員は少しおくれるとの連絡を受けていますので、ご了解を願います。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご承知おき
ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせによ
り、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご
了承を願います。

それでは、付託議案につきまして、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長の順に
説明を願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にて説明、報告を願います。

○山田県土マネジメント部長 令和元年度12月定例県議会提出予算案の概要の4ページ
に記載している災害関連緊急地すべり対策事業については、奈良市鹿野園町地内で7月、
8月の豪雨によって地すべりが起きたので、緊急的に対策工事を実施するための予算
です。

続きまして、5ページの給与改定に伴う増額について、金額に合計5億5,570万円
余りとありますが、県土マネジメント部とまちづくり推進局に関するものはこの中で2,

785万円余りです。

7ページに、先ほど申しました災害関連緊急地すべり対策事業について、繰越明許費補正の手続をしています。これは適正な工期を確保するために債務負担行為の追加をお願いするものです。

続きまして、「12月定例県議会条例」説明資料の1ページに奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例があります。地方自治法に基づき市町村と調整を行った事務で、河川管理に関する知事の権限の一部を市町村で処理できるように改正を行うものです。事務を処理する市を追加するために所要の改正をするものであり、今回、大和高田市を追加します。

9ページからは奈良県の流域下水道事業の設置等に関する条例です。要旨の3番、経営の基本で、流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないということで、新たに流域下水道事業に地方公営企業法を適用するものです。17ページでは、条例の概要を記載しています。中長期的な視点に立った経営基盤の強化、財政マネジメントの向上に資するための条例改正となります。

次に、令和元年度一般会計特別会計補正予算案その他の冊子の92ページに流域下水道事業に係る請負契約の変更が記載されています。契約名は佐保川幹線耐震新設工事で、佐保川の幹線関係の耐震化対策として耐震管を新設する工事です。賃金の変動に伴う工事請負契約、いわゆるインフレスライドを適用させ、1,250万円が増額されるものです。

99ページに報第31号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分ということで、損害賠償額の決定があります。100ページから101ページにかけて表があり、全部で8件ありますが、県が管理する国道及び県道で発生した落石等による自動車の損傷事故の賠償をするものです。

県土マネジメント部所管分は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○増田まちづくり推進局長 令和元年度12月定例県議会補正予算案の概要の4ページ、奈良県コンベンションセンター等整備事業は、奈良県コンベンションセンターなどの設計及び建設業務に係る物価変動に伴う契約金額の変更により増額するもので、額は記載のとおりです。

6ページ、都市計画事業用地内物品の管理瑕疵に係る損害賠償金は、都市計画事業用地内にあった物品が台風により飛散して、隣接地に駐車していた自動車を損傷させたため、所有者に対して賠償金を支払うもので、額は記載のとおりです。

県営プール跡地において、NHKが実施した地中障害物除去に係る経費の負担につきましては、NHKに売却した旧県営プール跡地において、NHKが地中障害物の除去に要した費用を負担するもので、額は記載のとおりです。

8 ページ、紀寺県営住宅ほか17団地及びそれらの共同施設並びに西小泉県営住宅ほか3団地の駐車場の指定管理事業は、記載の県営住宅ほか17団地及びそれらの共同施設並びに西小泉県営住宅ほか3団地の駐車場の指定管理業務を行うもので、所要の債務負担行為の追加をお願いするものです。

補正予算は以上です。

次に、条例について説明します。「12月定例県議会条例」説明資料の3ページをお願いします。奈良県手数料条例の一部を改正する条例です。建築士法の改正に伴い、二級建築士免許または木造建築士免許手数料の額と二級建築士試験または木造建築士試験手数料の額の改定を行うため、所要の改正を行うものです。施行期日は、改正建築士法の施行日の令和2年3月1日です。

6 ページは奈良県営住宅条例の一部を改正する条例です。民法の改正により、法人でない連帯保証人が履行する責任を負う保証債務の極度額を定めるなどのため、所要の改正を行うものです。施行期日は、令和2年4月1日です。

次に、令和元年度一般会計特別会計補正予算案その他の冊子の93ページをお願いします。都市計画道路整備事業に係る委託契約の締結についてです。工事名は都市計画道路城廻り線、近鉄橿原線九条第9号踏切道立体交差事業で、工事場所は大和郡山市北郡山町・植槻町、工事期間は契約締結の日から令和5年3月31日、契約金額は30億4,610万円です。契約の相手方は近畿日本鉄道株式会社で、都市計画道路城廻り線における近鉄橿原線九条第9号踏切道の立体交差工事であり、近鉄軌道直下部で延長42メートルのボックスカルバート構造による車道トンネルを築造するものです。

95 ページは損害賠償額の決定について、議第92号については、先ほど補正予算案において説明させていただいた管理瑕疵に係る自動車損傷事故の件であり、損害賠償の額を84万1,122円として上程させていただくものです。

96 ページの損害賠償額の決定につきましては、先ほど説明した県営プール跡地における不動産売買契約の瑕疵担保責任に基づく損害賠償の件で、損害賠償の額を1億8,273万6,000円として上程させていただくものです。

97 ページは、紀寺県営住宅ほか17団地及びそれらの共同施設並びに西小泉県営住宅

ほか3団地の駐車場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものです。施設名は記載のとおりで、指定の相手方は株式会社東急コミュニティー、指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日です。

報告について1件説明します。報第32号、地方自治法第180条第1項の規定による、専決処分の報告についてです。

103ページの自動車事故に係る損害賠償額の決定について、事故の概要、損害賠償の相手方、損害賠償額、専決年月日は記載のとおりです。

まちづくり推進局所管分は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○田尻委員長 ただいまの説明について質疑があればご発言を願います。

なお、その他の事項については、後ほど質疑を行いますので、ご了承をお願いします。

○小林（誠）委員 NHKの建設工事に係る損害賠償額の決定についてお聞かせいただきたい。

まず、初めに、損害賠償額が1億8,000万円となっていますが、NHKに売却した土地の鑑定額、土地売却額について教えていただきたい。

○山口大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長 NHKへの土地の売却につきましては、平成28年3月31日付で約3,400平方メートルを売却し、売却額は4億3,397万9,320円、平方メートル単価は12万7,000円となっています。

○小林（誠）委員 NHKの請求額、損害賠償額に妥当性があるのかを県でしっかりと検証されたということですが、請求内容の検証を行った専門家の肩書、お名前も教えていただけますか。

○山口大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長 妥当性の検証に当たり、意見を聞いた有識者は原克巳氏です。原氏は民間の大手設計事務所で長年建築の設計を担当された後、摂南大学教員として勤務されまして、一般社団法人日本建築構造技術者協会の耐震判定委員も歴任されているなどの経歴を持っています。また、県におきましても、原氏は構造建築の分野に高い見識を持っておられると考えまして、専門的な知見をもとに公共事業における技術的助言をいただくために委嘱しています。

○小林（誠）委員 仕組みがよくわからなかったのでお聞かせいただきましたが、常に委員会でこのような損害賠償請求に対して、専門的な知識、助言を求める場合には昔からこの方に依頼をされていたという認識でいいのですか。

○山口大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長 今回の件につきましては、地中障害物です

ので、原氏が専門的な見識をお持ちと考えて、意見を求めたところです。

○小林（誠）委員 参考に、原氏がこれまでにかかわった内容、案件について教えていただきたいのと、次に、県としてもいろいろな工法を検証されたと思うのですが、工法の妥当性を検証した結果、どれぐらいの工法があったのでしょうか。そして、その中からこの工法を選ばれたことの妥当性についても教えていただきたい。

また、そのときには、恐らくこの工法の対策費用の妥当性も検証された中で、具体的に県としても独自に費用を積算されていると思います。県の積算金額と、NHKが上げてきた金額の比較をさせていただきたいのでお答えいただきたい。

○山口大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長 損害賠償の妥当性ですけれども、まず、NHKが当該地中障害物への対応をするために採用した工法について、県として検証を行いました。その結果、地中障害物を破碎しながらくい工事を行う工法について、地中障害物を全て撤去してからくい工事を行うより効率的であることから、NHKが採用した工法の妥当性を認めたところです。さらにNHKから請求額の根拠となる資料について、追加工事や工期延長による積算項目、諸経費の増加分について、県の積算との比較により、内容を検証して、請求額は妥当であると判断しました。

なお、これらの検証に当たりましては、先ほど申しました有識者に意見を求めたところです。

その内訳について、まず、地中障害物がどの程度存在しているかわからない状況で、地盤改良877本、地中土壁283本、本ぐい42本について、地中コンクリート塊を砕くことのできるパイルドライバを導入して効率よく進める工法をNHKは採用しました。

一方、金額の妥当性ですけれども、県の土木工事の積算において、県の基準に照らし合わせて、工法の変更等について検証した結果、金額が妥当であるとしたところです。

○小林（誠）委員 金額が妥当だと認めたことはわかりますが、県の積算とNHKの金額の差を知りたいので、県で積算された金額があれば、参考に教えていただきたい。

○村上まちづくり推進局次長（にぎわい交流担当） NHKから説明を受けました内容について、県の積算に当てはめたところ、2億1,600万円程度が必要となりました。NHKが算出した金額を県の積算と比較しますと、およそ83%程度で出てきています。

○小林（誠）委員 金額の妥当性については、確認することができたと思っています。ただ、工事はまだ完了していませんが、今後も追加で損害賠償請求をされることはないと考えても大丈夫なのでしょうか。

○村上まちづくり推進局次長（にぎわい交流担当） 今回、損害賠償請求のあった工法による地中障害物の除去工事はもう終わっていますし、今後、これに関する部分についての請求はないと考えています。

○小林（誠）委員 NHKに売却した土地について、再度損害賠償請求をされる可能性はないのでしょうか。

○村上まちづくり推進局次長（にぎわい交流担当） NHK新奈良放送会館の建築に係る工事はまだ継続中でありますので、NHKと建築会社との間で工費が動くことについては、県ではわかりかねますが、NHKから県への損害賠償請求については、請求金額が変わることはないと考えています。

○増田まちづくり推進局長 NHKから新たな請求が出てくることはありません。

○小林（誠）委員 不動産売買契約書に基づいて正当な請求がされたと思っていますので、この委員会で確認させていただきました。

○川口（正）委員 小林委員の質問に関連する内容になりますが、私はこの事業は、積極的に進めなければならないと推進をしてきた一人です。そういう意味では、基本的に事業を早く進めてもらいたいという願いを持っている。そういう基本的な思いを持ちつつも、理解しがたい内容があります。

というのは、物事を進める場合には数値、つまり予算も大事です。けれども、数値だけで物事は進まない。情理が伴わなければ、物事はかみ合わない。数値と情理がかみ合って信頼関係が生まれ、信頼関係が物事の効果を高めます。

あえて苦言を呈しますが、奈良県コンベンションセンター等推進事業はホテル、コンベンションホール、そしてNHKの3つが中心だと思いますが、NHKの問題について、なぜ県が約2億円を賠償しなければならないのか。賠償という言葉自体がおかしいのではありませんか。県がNHKにどのような迷惑をかけたのか。

例えば、かつて物が建っていた場所で、それを壊して新しい物を建てる場合、地盤が軟弱なのか固いのか、いろいろ考える必要があると思います。土地を売るとき条件として、買い手がどのような建物を建てるのか等、様々な事情があると思います。県は嘘を言って土地を売った訳ではない。ある程度何らかの想定をされたうえで土地が譲渡されたと思います。

奈良市紀寺町にかつて国立病院がありました。今は市立奈良病院になっています。この建物は、地盤が固いということで、もとの病院より高くなっています。物を建てる場合

は地盤が固いほうがいいのです。地中障害物を破碎して取り除くだけで2億円も必要なのかということが一般的な見方です。

県民にとって、このような賠償という形で問題が出てきたら理解に苦しむ話です。あまり言うと、事業が遅れるため、これ以上は言わないが、これから事業を進める時には信頼に重きを置きながら、物事を組み立ててもらいたい。地中障害物を掘り出して処分することに、なぜ何億円もかかるのか。このことはおかしいと思いつつも、事業は進めてもらわないといけないので、苦渋の理解をします。

それから、コンベンションセンター関連の220億円の事業について、8億円余りを追加する補正予算要求が出ています。物価変動が理由であるとの説明がありましたが、物価が上がって想定されることは、資材や人件費がどうなったかということです。このことも数字をあまり追いかけると果てしなく議論が続くと思います。事業を進めようとしているのに、妨害するのと言われると私も迷惑するので、こちらも苦渋の理解をします。

国の基準や方針について説明されるが、入札のあり方については奈良県と福岡県は国土交通省の方針と違っている。あるときは国の方針に従い、あるときは県独自の方針をとっている。国土交通省の指示に従うのであれば、国土交通省と歩調を合わせて国との関係をもっと密にすべきである。これは県土マネジメント部長に質問しているのではないけれど、こういった矛盾をどのように処理するつもりなのか。私は奈良県のために言っている。

県政のありようについて、共通の気持ちをもっているからこそあえて苦言を申し上げる。私の意見に対して、気持ちを総括的に述べてください。

○増田まちづくり推進局長 以降、事業の執行につきましては、委員の方々に丁寧に説明しつつ、しっかり執行してまいりますので、よろしく申し上げます。

○太田委員 先ほどのお話で、大体状況はわかりましたが、もう一度確認します。今回、瑕疵担保責任に基づく損害賠償額が計上されていますが、この土地は県でも事前にボーリング調査をされていたとお聞きしています。仮に県が事前に障害物を見つけていたら、先ほど金額も出されていましたが、どういう流れになっていたのかをまず教えていただきたい。

○山口大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長 事前に地中障害物があった場合ですけれども、平成25年9月にNHK奈良放送会館の移転検討に関する基本合意書を県とNHKで結んでいまして、それに基づき、県で障害物を除去した後に土地を引き渡すとしています。例えば仮に県が地中障害物を全て取り出す場合ですけれども、次の2つの工法が考えられ

ます。1つ目は、NHK事業地を全て高密度でボーリング調査をして、地中障害物を削孔し、くい施工を可能とする工法、2つ目として、NHK事業地内を全て深さ20メートル程度掘削して、地中障害物を全て撤去・処分する工法です。仮にこういった工法を使った場合、1つ目の工法では、県の積算では2億8,000万円、2つ目の工法では4億1,000万円かかるということです。今回、NHKから1億8,000万円の請求がありますがけれども、こちらの請求額よりは費用がかなりかかります。事前に発見した場合はそういう形で対応していくことになります。

○太田委員 実際に県が事前にこの土地をくまなく調べて地中障害物を除却した後にNHKに売却する場合、もっと費用がかかっていたということです。損害賠償額として、今回1億8,000万円が計上されているけれども、安く済んだこととなります。予算の表記では瑕疵担保責任に基づく損害賠償とならざるを得ないということですが、ここが私も腑に落ちない部分です。こういう形でしか処理のしようがないものなのかどうか、もう一度ご答弁いただけますでしょうか。

○山口大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長 先ほど申しましたように、県は当該地について、NHKと基本合意書を締結してしまして、その中でNHK新奈良放送会館を含む各種施設の建設が可能であることが確認された後、県とNHKで不動産売買契約を締結し、更地で引き渡すとしています。したがって、県では、基本合意書に基づき、事前に各施設の建設が可能であることを確認するために、県でボーリング調査を行い、NHKに調査結果を説明し提供しました。今回の地中障害物は、コンクリートがらであり、当初の地層にはないものであること、NHK新奈良放送会館の建設に支障があることから、県としては瑕疵担保責任の対象と判断しました。

○太田委員 県が事前にボーリング調査を行った事実があり、その後に地中障害物が見つかったということで、結果的に瑕疵担保責任に基づく損害賠償を請求されていますが、私たちがなぜこうなったのかという経緯を詳しく知りたいと思いました。

次に、議第84号に奈良県営住宅条例の一部を改正する条例について、これは連帯保証人の極度額を定めるということで、これは連帯保証人にとっては条件がよくなったと思います。今、県営住宅を見渡しますと、民間住宅の高い家賃が払えないため、公営住宅への入居を希望する世帯がふえ続けていると思います。公営住宅のさらなる充実が求められていると思いますが、身寄りのない人、ひとり暮らしの高齢者、所得がどうしても少なくなってしまう障害者の方々が保証人を見つけることは大変だと思います。まず、保証人が見

つからないことを理由に、県営住宅への入居を断念されたケースが過去にあるのかお伺いします。

○石井住まいまちづくり課長 県営住宅では、例えば親族等がいらっしゃるにもかかわらず、入居の決定後、鍵を引き渡す時点で何らかの事情で連帯保証人が確保できない場合があります。この場合は入居を断るのではなく、入居を辞退することになりますけれども、この辞退者について、令和元年度はこれまで1件の事例があります。

○太田委員 募集要項で保証人をつけなければならないとなっているため、その時点で入居を断念される方もいらっしゃるかと思います。

もう1点、入居者が家賃を滞納したために連帯保証人が滞納金を支払ったケースがどれぐらいあるのかお伺いします。

○石井住まいまちづくり課長 県営住宅の家賃に関しては、一定期間、家賃を滞納した場合、入居者に警告を行って住宅の明け渡し訴訟を行うなどの対応をしています。この際に、実際に明け渡し訴訟を行う前に連帯保証人に対しても請求等を行っていきまして、2カ月程度の初期滞納発生事案は結構たくさんあります。このうち9割以上の方は警告や請求によって訴訟に至らないうちに支払われています。連帯保証人がお支払いになったもの、これは連帯保証人の方が実際に全額支払いをされた場合、連帯保証人が実際には支払っていないけれども、入居者に注意をしてくださった例等いろいろありまして、統計的にはわかりませんが、ケーススタディーとしてはそれぞれの事案があると聞いていて、連帯保証人は家賃滞納の防止に関して一定の寄与をしていると考えています。

○太田委員 連帯保証人が支払った証拠はなかなか残りにくいかと思うのですが、どちらにしても連帯保証人が入居者にとりまして少しおもしろになっているかと思います。例えば連帯保証人が見つからない場合は免除できるという規程が、条例や事務処理要項に存在するのか確認します。

○石井住まいまちづくり課長 平成29年にも太田委員から同様の質問をいただいていたしまして、そのときは免除の規定はないと回答させていただきました。その後平成30年度に2親等以内の親族がいない高齢者や障害者におかれましては、連帯保証人を免除するという特例措置を新たに設けまして、現に今年度も、入居時等に連帯保証人の免除を行っている事例が1件あります。

○太田委員 少しずつ連帯保証人を免除することを進めていただいていることを確認させていただきましたけれども、幾つかの自治体で公営住宅の保証人そのものをなくしていこ

うという流れが広がっているかと思しますので、その点ぜひ他市、他府県の状況も見きわめながら、連帯保証人をなくす検討を進めていただきたいと思います。

○田尻委員長 ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言を願います。

○国中委員 自由民主党として議案に賛成します。

○岩田委員 自民党奈良も賛成です。

○川口（正）委員 創生奈良も賛成します。

○太田委員 日本共産党も当委員会所管分に関しては賛成です。

○小林（誠）委員 当委員会に付託されました案件につきまして、日本維新の会も賛成します。

○田尻委員長 ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りします。議第78号中、当委員会所管分、議第80号、議第83号、議第84号、議第86号、議第89号、議第90号、議第92号から議第94号、報第31号については、原案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認めます。よって、本案は、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

令和元年度議案報第32号中、当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

県土マネジメント部長から奈良県自転車活用推進計画案の概要、ほか2件について、まちづくり推進局長から吉城園周辺地区の整備について報告を行いたいとの申し出がありました。県土マネジメント部長、まちづくり推進局長の順に報告を願います。

○山田県土マネジメント部長 私からは3つの報告事項を説明させていただきます。

1つ目は、京奈和自転車道活用推進計画の概要です。平成29年に自転車活用推進法が施行されており、奈良県でも奈良県自転車活用推進計画ということで、今後5年間の取り

組みを観光振興、まちづくり、安全・安心の観点から位置づけます。今回、12月議会でご報告させていただきまして、2月議会で推進計画案を付議するスケジュールです。

ポイントを説明しますと、計画目標と実施すべき施策措置として、観光振興、まちづくり、安全・安心という3つの観点からそれぞれ、サイクルツーリズム、まちづくり連携協定に基づく施策、安全・安心を掲げています。主な目玉施策について、1つ目が、めぐるといふことで、広域周遊観光サイクルルートとして、京奈和自転車道及び世界遺産周遊サイクルルートの整備を進めていきたいと考えています。まちづくりという観点では、サイクリストに優しい宿、自転車の休憩所に加えてサイクリストに優しい駐車場の認定を推進することで、より整備が進むことを期待しています。安全・安心という観点では、既に準備されていますが、自転車損害賠償保険等への加入についての周知を進めることが主な柱です。

続きまして、あと2件、国道169号芦原トンネルのコンクリート剥落対応とガードレールの盗難についてです。

報告2、国道169号の芦原トンネルのコンクリート剥落対応につきましては、経緯にも書いていますが、11月30日にトンネル内の覆工コンクリートが落下したため、芦原トンネルを通行どめにしました。1.5メートル掛ける2メートルのコンクリート片が剥落しましたが、翌日に専門家に現場を見ていただき、現在、原因を調査しているところです。

対応状況について、まだ原因の調査中ですので、専門家や国とも相談しながら調査、対策を進めます。通行どめに関しましては、横に新芦原トンネルがありますので、そちらを対面通行することにより、12月6日から暫定交通開放しています。

また動きがありましたら報告させていただきます。

次に報告3、県管理道路におけるガードレールの盗難についてです。経緯ですが、11月20日に、奈良名張線のガードレールが盗難されているとの通報が県に入りました。その後、警察とのやりとりもありましたが、21日には天理加茂木津線で、23日に奈良土木事務所管内を調査したところ、国道369号で盗難被害が確認されています。全県で調査した結果、今のところ他に被害はありません。被害状況として、全部で689メートルのガードレールが盗まれました。対応状況ですが、緊急安全対策ということで、被害のあった3カ所についてはバリケード、トラロープ等による通行どめの措置で暫定的な安全対策を行っています。本復旧については、天理加茂木津線だけ完了した状況で、ほかの2つ

はおくれています。時間がかかって申しわけございませんが、一刻も早い本復旧を目指します。

○増田まちづくり推進局長 吉城園周辺地区の整備につきましては、平成28年12月に民間事業者の公募を開始して、平成29年3月に森トラスト株式会社が優先交渉権者に決定しました。その後、平成29年7月に同社と基本協定書を締結しています。基本協定書の締結後、当該地は歴史的にも貴重な空間であることから、文化財建造物や文化財庭園などに詳しい有識者で構成する奈良公園地区整備検討委員会で意見を伺いながらこれまで慎重に検討を進めました。

同委員会からいただいた2つの意見について、1つは当該地にふさわしい保存活用のあり方につきまして、名勝としての価値の保存と活用、都市公園としての公開性を担保することが必要という意見です。このことにつきましては、パースにより整備する建物の見え方を確認して、検討を行うことで沿道から見たときの圧迫感を軽減しました。また、宿泊施設がちょうど中央部に集中してしまっていて、そのように集約することにより、旧知事公舎から旧世尊院を一連で公開できるようにしました。2つ目は、歴史的価値の高い旧知事公舎や庭園を生かした整備のあり方について、旧知事公舎の建物や庭の価値を確認した上で、保存活用を検討することが必要であるとの意見です。このことにつきましては、大正11年の名勝指定時から継承されています貴重な建物などの価値を整理して、将来にわたる保存活用計画を策定しました。建物の老朽化に対しましては、耐震化を含めて整備手法を検討しています。若草山を望む大正時代の庭づくりを継承するため、重要木を選定して、整備・保存することとしています。

これらの検討に時間を要したため、オープン時期を当初予定の令和2年春から約2年半程度延期することとなっています。今後、文化庁名勝委員会において、計画変更の承認をいただき、引き続き文化庁の現状変更や奈良市への許可申請等の手続を進め、2年半かかりますけれども、事業を進めてまいります。

○田尻委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて質問があればご発言を願います。

○国中委員 山田県土マネジメント部長にお聞きしたいのですが、国道169号の芦原トンネルでのコンクリート剥落事故が11月30日に発生しましたが、この間、中和土木事務所の安井所長、吉野土木事務所の松井所長をはじめ、日曜日の休みにもかかわらず、昼夜たがわず復旧作業を頑張っていたことにまずは敬意を表します。そしてま

た、樞原警察署、吉野警察署の皆様にも、本当に迅速に対応いただきました。現在、暫定交通開放となっていますが、先ほどの説明では、今後専門家に調査依頼をするということです。私は吉野郡選挙区選出の議員であり、大淀町に事務所を構えていますが、私の事務所にも苦情の電話がかかっています。吉野土木事務所や、中和土木事務所よりも多くの電話がかかっていると思います。今後の復旧の見通しが、地元の今一番の関心事です。年末を控えていますので、復旧の見通しが見つからないのか、それとも調査の結果、何カ月以内に復旧して今までどおり通行ができるのかどうか。このあたりの見通しを伺いたい。

○山田県土マネジメント部長 復旧の見通しはまだついていません。トンネル内の他の箇所も調査するように言われていますので、その調査結果を見なければ開放できません。復旧の見通しは調査が終わるまで、いつとは言えない状況です。

○国中委員 1、2年かかる場合もあり得るといふことか。

○山田県土マネジメント部長 可能性としてはあり得ます。

○国中委員 トンネルの建設から54年たっており、コンクリートの風化まではいかないとしても、今後の改修には大きな費用がかかるといふ思います。大胆な提案ではあります、改修に何億円も、何年もかかるようであれば、トンネルを解体したらどうでしょうか。私はそれも一つの方法だといふ思います。

○山田県土マネジメント部長 解体といふのは、トンネルを新たに開削するといふことでしょうか。

○国中委員 大胆な提案になりましたが、大きなグローバルな考え方に立ったときに、吉野・中南和の発展は、交流があつて経済活動があることが最低限だといふ思います。私は常に言っていますが、まちづくりは道づくりからといふことが原則であり、経済活動や人と人との交流につながっていくといふ思います。そういうことも含めて提案しておきます。

○太田委員 私からは、平成30年度の特別会計の歳入歳出決算状況で、流域下水道の事業についてお伺いします。流域下水道については、歳入歳出の差額が20億円で、これだけあるのかといふ指摘もあり、そのうち繰り越しが1億630万円ですが、この内訳についてお伺いします。

○佐竹県土マネジメント部河川政策官（下水道課長事務取扱） 20億円の内訳についてお答えします。前年度までに繰り越した繰入金約15億円、それ以外に今年度の繰り越し工事の財源として1億円余りがあります。それ以外として電気代等の入札差金等で平成30年度の実質収支差が3億9,500万円となっています。

○太田委員 全体で20億円ということですがけれども、繰り越しを引いた19億円が実質収支額で、そのうち3億9,500万円余が単年度黒字ということです。単年度の黒字が累積されて今に至っているのか、その経緯を教えてください。

○佐竹県土マネジメント部河川政策官（下水道課長事務取扱） 繰越金が積み上がってきた経緯ですがけれども、先ほど申し上げましたように、平成30年度が3億9,500万円、平成29年度が4,700万円という状況です。平成25年度はマイナス1,600万円です。毎年ばらつきがある状況です。このばらつきですがけれども、収入の有収水量が毎年変動することが理由になっているのと、電気や汚泥処分、薬品購入等の入札差金にも変動があります。そういった形が出てきた単年度収支が積み上がっています。

○太田委員 各特別会計の単年度収支を見ますと、確かに黒字のときもあれば赤字のときもありますので、こういった形で資金を留保しておかなければならないと思いますけれども、金額だけを見ると、たくさんの黒字を出しているため、負担を下げたいという市町村からの声もありますので、その点はぜひ丁寧に説明していただきたい。

公営企業会計に移るとということですが、一般的に言われていたのは、特別会計では一般会計からの繰り入れはできるけれども、企業会計ではそれがなかなか難しいと聞いていましたが、企業会計でもそのことができるかと先ほど確認させていただきました。負担の引き下げは多くの方が求めていらっしゃるのと、その声に応えていただきたい。

○小林（誠）委員 大きく3点お聞かせいただきたい。

まず、流域下水道の維持負担管理についてですがけれども、前回、繰入金については、県としても課題と認識しているということで安心しました。前回、例年であれば9月、10月ごろに流域管理の28市町村と維持管理負担金について協議しますとご回答いただきましたが、その後、説明会や会議でどのようなご意見があったのかお聞かせいただきたい。

○佐竹県土マネジメント部河川政策官（下水道課長事務取扱） 流域下水道維持管理負担金の検討状況について、今の状況をご説明させていただきます。下水道事業については、人口減少がありますので、当然、料金の収入も減る、施設の更新等で費用も増大するため、今後の投資の見込みを試算しています。企業会計を導入するために保有資産取得台帳を整理し、それをベースに標準耐用年数の1.5倍の目標耐用年数で将来の投資見込みを試算したところ、現在の投資水準の2倍から3倍程度になる見込みとなりました。維持管理負担金につきましては、投資の増加と人口減少が見込まれる中で、市町村も含めて長期的な視点から支出削減に関する経営の合理化について議論しなければならないと考えています。

今後、流域下水道の経営見通しや維持管理負担金についての県の考え方について、流域の市町村に丁寧に説明しながら進めたいと考えています。

○**小林（誠）委員** 公営企業会計に移行するという事で、これまでと状況が少し変わると思っています。公営企業会計になって、流域の28市町村にも正確な情報が伝わることにより、負担のあり方も変わってくると思しますので、その状況を踏まえて、また発言させていただきます。

次に、リニア中央新幹線等の調査検討業務について聞かせていただきたい。これに関連する補正予算について反対させていただきましたので、しっかりと確認をさせていただきます。現在行われています公開型プロポーザルについてですが、これまでの一般質問で、知事の答弁が変わったことにより、担当課は大変な思いをされたと思えます。今回の業務委託で、知事の意向は全て反映されたものになったと思うのですが、内容について当委員会に簡単にご報告いただきたい。

○**西村地域交通課長** 現在、プロポーザルの参加事業者を公募しています公告内容についてご説明させていただきます。

この事業は大きく2つに分けて、リニア中央新幹線本体の調査検討とリニア中央新幹線の奈良市附近駅と関西国際空港を直結する新幹線の調査検討として2つの項目があります。リニア中央新幹線の想定ルートに関する調査検討としましては、現在、県内では中間駅の候補地として3市が5カ所を提案している状況です。事業主体であるJR東海がルートを決めるに当たって、検討の準備が円滑に進むよう、想定ルートについて将来の着工の判断に資する項目について調査検討を行うこととしています。

もう一つの奈良市附近駅と関西国際空港を直結する新幹線に関する調査検討としましては、国土交通省のスーパー・メガリージョン構想検討会において、2回にわたって知事が発表しました構想案の具体化に向けた調査を行うことを想定しています。

具体的な内容としましては、走行方式として、常電導リニア方式を想定しつつ、オプションとして超電導リニア方式、在来型新幹線方式、在来型特急方式についても比較検討することとしています。

次に、ルートにつきましては、構想案では、奈良市附近駅から大和高田市、御所市、五條市、橋本市を經由して関西空港に至るルートとしていますが、オプションとして和歌山県から提案のありました紀の川市を經由するルートについてもあわせて検討することとしています。

事業スキームについては、構想案で上下分離方式を提案していますので、これについても検討を行う予定です。また、あわせてその調査の中で地元の意見も反映させていきたいと考えています。

○小林（誠）委員　きのう開催された他の委員会では、業務説明書以外のことを新たな問題として想定していたという後づけのような答弁をされている委員会もありましたけれども、今回、公開プロポーザルされている業務説明書の中で、県の考えとして、今後想定外のことが追加されることはないことを確認させていただきます。

この公開型プロポーザルは、来年1月中旬ごろが提出期限で、成果物が3月24日までにできるということですので、なかなかタイトだと思っています。最後に確認させていただきたいのが、参加表明書の提出期限が12月6日の午後4時までですが、今回の参加資格を有する企業はそもそも全体で何社ぐらいあったのですか。その中でそのうち何社が12月6日までに参加表明書を提出されたのか、お聞かせいただきたい。

○西村地域交通課長　この場で具体的に公表していいのかどうか今判断がつかませんが、12月6日までに提案業者があったのかにつきまして、提案業者はありました。ただ、その数については、今手続中であるため申し上げることができないのでご容赦いただきたいと思います。

○小林（誠）委員　当初の委員会でいろいろと言わせていただきましたので、知事がおっしゃるように、成果物についてまた改めて現物を見て検討して評価させていただきます。最後に、内水対策についてお伺いします。

10月の台風19号により、日本各地で非常に大きな被害がありましたが、仮に同等程度の台風が奈良県に来た場合には、一体どれだけの被害が発生するのかを検討されたかについてお聞かせいただきたい。

○岡部河川課長　先般の台風19号により関東を中心に甚大な被害が発生しました。雨量等を見ますと、例えば48時間雨量で地域によっては400ミリメートルを超える雨が降り、また防災研究所等のホームページによると、地域によっては100年に1度降るような大雨が降ったのではないかと、降雨の状況等を現在確認しています。

○小林（誠）委員　ことしの近畿治水大会に初めて参加させていただいて、改めて認識したのが、災害はいつ起こるかわからないのではなく、災害はいつ起こってもおかしくないということです。改めて思いましたのが、各市町村の現在のハザードマップでは、50年から100年に1度の被害想定しかされていないものがまだ多数あります。1,000年

に1度といった想定による、国の指導、要望に基づいたハザードマップの整備率がまだ低いと思います。県民が正しい情報のもとに避難できるような情報提供を市町村がしない、ハザードマップをつくらない、公開しないのであれば、ぜひとも県がリーダーシップをとっていただきたいと思います。

それともう一つ、これに関連して、ことし王寺周辺広域市町村圏から、内水対策を早期に実現していただけるよう働きかける要望書が県に提出されました。その要望をしっかりと県でも真摯に受けとめていただき、国でも治水対策、災害対策の予算が削られていますので、災害に強い奈良県づくりのためにもしっかりと予算要望をしていただきますようお願いいたします。

次に、台風19号が来た際に河川のライブ映像が見られない状況が起きました。7月の委員会で、監視カメラと簡易水位計をぜひとも早期に整備してくださいと要望させていただきましたけれども、設置していても今回の台風19号のときのようにライブ映像が見なければ全く意味がないので、この件に関して、国ではどのような対策をとっていたのかを確認させていただきたいのと、県としてどのような対策がとれるか検討しているのかお聞かせいただきたい。

○岡部河川課長 国土交通省が運営している川の防災情報というウェブサイトがあり、その中で国や県が監視、測定している河川の水位や監視カメラの映像を見ることができます。今回、台風19号が来た際に、これまでの最大アクセス数の約1.6倍を超えるアクセスが集中したことによってサーバーに障害が生じたと聞いています。また、こういった際の対応としまして、緊急的にサーバーメモリー等を増強しましたが、それでも当日はサイトがつながりにくいということで、例えばNHKやヤフーへ誘導する案内等を発信されていた状況です。この状況を踏まえまして、現在、国で、今回システムがとまった点や、その他の課題も含めて、河川・気象情報の改善に関する検証チームをつくられまして、検証を進めている状況です。また、県としましても、こういったことが起こらないように確認してまいります。

○小林（誠）委員 県でも防災システム等いろいろありますが、そういったシステムの現状と今後の改修予定をお聞かせいただきたい。

○岡部河川課長 県の防災システムは県土マネジメント部では管理していませんのでお答えすることができませんけれども、河川については水位情報等を発信している河川情報サイトがあります。こちらにつきましては、10年以上経過しているものもありますので、

そういったところは改善を検討しています。

○小林（誠）委員 改善、改良していただきますようよろしくお願いします。

最後に、ことしの9月10日に、八尾市、柏原市が国道25号の渋滞緩和と災害対策の府県間をつなぐ広域緊急交通路としてのバイパスの整備について、奈良県も一緒にやっ
ていきませんかと荒井知事に要望書を提出されました。この要望書を受けて、知事はどの
ように動かれたのか。今、担当部署はどのような対応をされているのかお伺いします。

○松田県土マネジメント部道路政策官（道路建設課長事務取扱） 委員お述べのとおり、
9月10日に八尾市、柏原市から知事に対して国道25号の整備に関する要望がありまし
た。内容は柏原市内の国道25号の渋滞状況や、今後の府県間の交通確保をどのように進
めていくのがいいのかといったものです。国道25号は直轄国道であり、県内は奈良国土
事務所が所管しています。斑鳩町内では今、三室交差点あたりを中心に斑鳩バイパスを整
備されています。それと王寺町、三郷町、斑鳩町の3町より、三室交差点から王寺町の本
町1丁目交差点までの間の四車線化を国や県などに要望されていまして、現在、国、県、
町で渋滞対策をとっているところです。

また、もう少し南側には、香芝市から柏原市に至る同じく直轄国道の国道165号があ
りまして、こちらは香芝柏原改良ということで香芝市の穴虫から柏原市の田辺まで、四車
線化の事業が進められています。南北を走る国道168号については、王寺道路、香芝王
寺道路の事業を県でも進めています。

大阪府に接する西和地域では、事業中の箇所が幾つもありまして、国ではこれらの事業
の進捗を図っています。県としては、八尾市、柏原市が要望されています国道25号の渋
滞対策の取り組み状況や、今後の進め方について国に情報収集を行いたいと考えていま

○小林（誠）委員 奈良県のビジョンと大阪府のビジョンが一致しているのかはわからな
いのですけれども、八尾市と柏原市では国の直轄事業でありながら各市で予算をとって、
しっかりとした成果物、実態調査をされた上で国に要望していく姿勢を見せることによ
って国が動いてくれるのではないかと考えています。それでもまだまだ弱いため、奈良県も一緒になって働
きかけて、それぞれの各市町村の都市計画道路をもっと使えるようにすることによって国
を動かすことができる。それぞれの都市計画道路が本当に使えるのかどうか国にとっ
ての一番大きな疑問であり、大阪府から奈良県まで線をつなぐというしっかりとしたビジョ
ンがないとそれぞれの地域で大きな道をつくっても、住民、県民、府民に関係のない境界
によってそれが機能しなくなるのが一番もったいないと思います。今後、数十年先の話で

はありますけれども、しっかりとした計画、ビジョンを持ちながら、大阪府とも円滑に話を進めていただきたいと要望して、終わらせていただきます。

○岩田委員 来年度予算に向けて、2点要望させていただきます。

本会議の一般質問で中村委員も言われましたが、ことしも堆積土砂撤去にかかる予算をふやしていただきました。今は想定外の雨がいつ来るかわからない中で、道路の維持管理もいろいろ大変ですが、私は堆積土砂の水通しを常によくすることが一番大事だと思います。来年度の予算要求をこれからやっていかれると思いますけれど、できるだけふやしていただくようお願いしたい。

それと、用地について、知事は、奈良県民は道路用地に一向に協力しないとよく話されています。そのことを考えると、用地交渉の体制についても、きっちりと整理しないといけないのではないかと。県には7つの土木事務所がありますけれども、用地系の職員については、県庁の中でも鬱病を患う割合が高いと聞いています。また、産休・育休制度を利用している職員もいらっしゃいます。各土木事務所を見ても用地専門の職員が少ないように思います。知事のおっしゃられることもわかりますが、それならば用地交渉の体制もそれなりに整えなければいけないのではないかと。そのことも来年度の予算に向けて人事課と相談していただきたい。この2点を来年度予算に向けて、強く要望します。

○川口（正）委員 今日は想定外という言葉はもう使えないと言われる時代です。けれども、ガードレールの盗難については想定外の事態だと思います。いずれにしても、盗んだ者がいるということは残念だと思いますけれど、このような泥棒をしなければ食べていけない今日の世相については、我々もお互いに考えなければいけないと思います。

不法投棄の問題について、私は常に言っていますが、土木関係のパトロールでは道路や河川だけを見れば良いということではなく、不法投棄についても見るべきである。くらし創造部景観・環境局では、不法投棄の監視のためにパトロールをしている。総合的なプロジェクトとして、様々な目的を兼務するといった、相互性を持つパトロールが行えるよう努力していただきたい。いずれにしても、みんなが向き合うべき問題だと思うので、問題提起をしておきます。

それから、吉城園周辺地区の整備についての資料で、旧知事公舎と記載されているが、知事公舎はいつ廃止になったのか。もう古くなっているので、今のまま知事に住んでもらうことは無茶である。奈良公園の整備について検討するものの、知事公舎のことを念頭に入れていないのはおかしくないか。知事公舎の建てかえが必要ではないか。今後の知事公

舎はどうあるべきかといった、時代に合った知事公舎にしていく必要がある。

国際都市奈良として、立派な国際級のホテルをつくっていることはうれしいが、国際級のお客さんを迎えるための知事公舎をつくる必要はないのか。

吉城園周辺地区の整備について、なぜこのような内容となっているのか。知事公舎を旧公舎として扱うことについて、いつ県議会に諮ったのか。吉城園の中に知事公舎があるわけなので、有識者の意見も聞きながら、知事公舎のあり方を検討すれば良い。知事には自身が住む場所を、自身で計画することに対する躊躇があるだろう。今答えを求めても答えづらいと思うため、次回、新知事公舎のビジョンを示してほしい。

○田尻委員長 知事公舎について、よろしいですか。

ほかにございませんか。

○中村副委員長 先ほど来、質問の出ていたNHKの土地問題も含めて、現在、奈良県で例えば教育委員会所掌の大淀養護学校の土地問題、あるいはなら歴史芸術文化村の建物の傾斜問題が発生しています。NHKの問題を考えましても、当該土地がかつては池だったことは自明の理です。池にはいろいろなものが放り込まれていますので、当然それを想定してボーリング調査を行わなければならない。しかしながら、かつて桜井市の農業大学校を改築するときも教室の一部でボーリング調査を行うと、産業廃棄物が出てきた。桜井浄水場においても、建物を増築しようとしたら、そこに処理費用が5,000万円ほどかかる産業廃棄物が出てきた。公共用地の管理と新しい建物を建てる場合に、もう少し精査したボーリング調査を行う必要があるのではないか。

それともう一つ、盛り土や急傾斜している建物、山が迫っている場所に建物を建てる場合には、当然、のり面に対してもボーリング調査をしなければ毎年同じようなことが起こり、県費が過大に支出されることになる。地質調査、ボーリングのことについては今までほとんど問題になっていないのです。私は数あるこのような問題を見るにつけて、精度の高いボーリング調査を行う発注形態をこれからとったほうがいいのではないかと思うのですけれども、このことについていかがでしょうか。

○増田まちづくり推進局長 ホテルとNHKが入る売却した敷地全体で、31本のボーリング調査を実施しました。一般的に建物を建てる場合のボーリング調査の本数につきましては、一定の基準をもって行っています。ただ、先ほど言いましたように、NHKの敷地に地中障害物が埋まっているかを精緻に調べようとしますと、相当な費用もかかりますので、委員お述べのとおり、当初の地形、建物の深さ、既存の建物の高さ等を勘案しながら、

今後ボーリング調査を行うことも一つの考え方だと私は思いますので、今後そういった考え方も入れて進めて参ります。

○中村副委員長 ボーリング調査の精度を高めるため、例えば文化財の発掘調査でしたら、何条にも線を引いて、漏れない範囲で高い精度のボーリング調査を行わないことには意味がありません。今回も20メートル角のボーリング調査を行ったとのことですが、敷地全体を見たら、端のほうもやはり調査すべきではなかったのか。池に何が放り込まれているのかわからないため、かつて池だった部分には20メートル角のボーリング調査を1点もしくは2点で行うことはどうか。なら歴史芸術文化村でも大淀養護学校でも、建物が浮いているわけです。ここの地盤も盛り土です。地面ばかりをボーリング調査するのではなく、特にのり面等の近くでは、横のボーリング調査を行うような仕様書を県で作成して、ボーリング調査の精度を高めていただきたい。

○田尻委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会を終わります。